

## 公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 27 年 2 月 19 日

支出負担行為担当官

静岡労働局総務部長 生方 勝

### 1 企画競争に付する事項

#### (1) 事業の名称

平成 27 年度医療労務管理支援事業

#### (2) 事業の目的

人口減少、若い世代の職場意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関等による医療スタッフの確保が困難な中、国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境の改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠であり、特に、長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっている。

これに対応するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）第3条により医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（平成26年10月1日施行）が行われ、医療機関の管理者に当該医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずる努力義務が課され（医療法第30条の13）、その具体的な取組を進めるため、厚生労働大臣は、医療法第30条の14により「医療勤務環境改善マネジメントシステム」を具体的指針として公表した。また、都道府県には、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能（「医療勤務環境改善支援センター」）を確保する努力義務が課されたところである。

静岡県は、平成26年10月21日に、医療法第30条の15第3項の規定に基づき「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置した。静岡労働局は、医療法第30条の16の規定に基づき支援センターを共同して運営する

ものである。

支援センターは、県内の可能な限り多くの医療機関が医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入し実効あるものとして実施していくように積極的に支援するものであり、医療機関の利便性を高めるため、支援センターの設置場所に医療労務管理アドバイザーを置きワンストップサービスを提供するものである。

「平成27年度医療労務管理支援事業」は、静岡労働局が担う支援センターの役割を具体化するものとして医療機関の労務管理に関する専門的な知識を有する団体に委託して実施するものである。受託者は、医療労務管理支援事業が支援センター業務の重要な一部であることを理解し、静岡労働局及び静岡県と常に緊密な連携のもとに業務を執行するものとする。

「平成27年度医療労務管理支援事業」を実施するための受託者を、以下の要領で募集する。

### (3) 事業の内容

医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関を対象として、次の業務を行うものとする。

- ア 医療機関を対象とする個別支援業務、相談対応業務等
- イ 研修会の運営業務等
- ウ 本事業に係る周知・広報業務

## 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち営業品目が「その他」でB、C又はD等級に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ア 厚生年金保険
  - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ウ 船員保険
  - エ 国民年金
  - オ 労働者災害補償保険
  - カ 雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者である

こと。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3 契約候補者の選定

「平成 27 年度医療労務管理支援事業に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者 1 者を選定する。

### 4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日 時 平成 27 年 2 月 19 日（木）～3 月 5 日（木）（開庁日に限る）

9:00～12:00、13:00～17:00

(2) 場 所 静岡労働局労働基準部監督課

担当：労働時間設定改善指導官 内藤匡樹

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎 3 階

TEL：054-254-6352（ダイヤルイン）

FAX：054-221-7038

### 5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

(1) 日 時 平成 27 年 2 月 25 日（水）13 時～

(2) 場 所 静岡労働局地下ブース

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎地下 1 階

(3) 出席人員 1 者あたり 2 名までとする。

### 6 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話又は FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(1) 受付先 下記【本件担当、連絡先】

(2) 受付期間 平成 27 年 2 月 27 日（金）までの 9:00～17:00

(3) 回 答 平成 27 年 3 月 3 日（火）までに質問者に対して FAX にて行う。

### 7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成 27 年 3 月 6 日（金）17 時（時間厳守）

(2) 提出先 静岡労働局労働基準部監督課

担当：労働時間設定改善指導官 内藤匡樹

静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

TEL：054-254-6352（ダイヤルイン）

FAX：054-221-7038

- (3) 提出方法 原則として持参とする。郵送による場合は、提出期限までに必着で配達証明によること。

## 8 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて、企画提案会を平成27年3月9日（月）10時から開催する。企画提案会を開催する場合は、開催場所、説明時間等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成27年3月6日（金）までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

## 9 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

## 10 その他

- (1) 企画競争に参加を希望する者は、企画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の提出した企画書を無効とする。
- (2) 詳細は、「平成27年度医療労務管理支援事業に係る企画書募集要領」による。

### 【本件担当、連絡先】

住所：〒420-8639 静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

担当：静岡労働局労働基準部監督課

担当：労働時間設定改善指導官 内藤匡樹

電話：054-254-6352（ダイヤルイン）

FAX：054-221-7038